

旭川市地域材活用住宅建設補助金認定申請書

(兼申請者等の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請代表者（工事請負契約者 又は 売買契約者）		
〒 ー 現住所	フリガナ	年齢
	氏 名	歳
電話(携帯)番号 ー ー	メールアドレス @	
建設場所		
その他の申請者 ※申請代表者以外に契約者がいる場合		
〒 ー 現住所	フリガナ	年齢
	氏 名	歳
電話(携帯)番号 ー ー	メールアドレス @	

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成制度の利用状況や申請に関する者の「住民票」、「暴力団」及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局及び他の官公署に照会を行うことを承諾します。

区 分				補助金額
基 本	高性能 ＋ 地域材 (道産材＋旭川産材) 15㎡以上使用 ※旭川産材 5㎡以上使用	旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 5m3 以上使用		☐ 150万円
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 10m3 以上使用		☐ 200万円
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 15m3 以上使用		☐ 250万円
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 20m3 以上使用		☐ 300万円
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 25m3 以上使用		☐ 400万円
世帯加算 いずれか1つ選択	子育て世帯加算 世帯員の中に18歳以下の子又は孫がいる			☐ 100万円
	氏 名(子または孫)		年 齢 続 柄	
	二世帯加算 申請者の3親等以内の親族世帯と同居			☐ 100万円
	氏 名(子または孫)		年 齢 続 柄	
区 分		金 額		※認定審査欄
補 助 申 請 額		円		円
※備 考 欄				受付番号

※裏面の記入もあります。

【添付する関係書類】

☐ 申請者の納税証明書
☐ 申請年度の直近の市・道民税所得証明書（１８歳以上の世帯員全員分）
☐ 別紙 木材予定使用量表 等
☐ その他市長が必要と認める書類（ ）

工事予定期間	年	月	日	～	年	月	日
対象住宅の新築工事を行う施工業者 ※市内に本店を置く事業者							
〒				—			
住所				事業者名			
担当者（担当者名）				（連絡先）			
建売住宅を購入する場合は、宅地建物取引事業者の連絡先も記入してください							
〒				—			
住所				事業者名			
担当者（担当者名）				（連絡先）			

確 認 事 項 全ての□に チェックしてください	対象住宅は、 マンションやアパート ですか。（一戸建以外）	☐ いいえ
	対象住宅に、 事務所や店舗 は併設されていますか。	☐ いいえ
	対象住宅は、次のうちの 高性能の認定を受けた住宅 ですか。 ☐ Z E H ☐ 北方型住宅 2020 ☐ 長期優良住宅 ☐ 認定低炭素住宅 ☐ その他（ ）※1	
	対象住宅及び土地を 全て所有していますか 。 所有していない場合は、工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。	☐ はい
	直近の所得が ５５０万円 を超える世帯員はいないですか。	☐ いない
	次の地域材促進普及に向けた全ての取組を実施しますか。 （のぼり掲示、写真（内・外）提供、完成見学会）	☐ はい
	今年度 に「旭川市住宅改修補助金」または、「旭川市住宅雪対策補助金」を利用しますか。	☐ しない
	国、北海道又は旭川市の <u>他</u> の助成制度等を利用しますか。 （助成制度等の名称） （工事内容）	☐ する ☐ しない

※1 断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6を満たすもの

- (注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者である場合は、補助金の交付は受けられません。
- (注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことや補助金の返還を求めることがあります。
- (注3) 申請者、建設場所、施工業者の変更はできません。一度、申請取り消しになります。

申請書、添付した関係書類の内容を確認していますか。 ☐はい

別 紙

【建築概要】（予定）

構 造	造
階 数	階建
延べ面積	m ² （うち住宅部分以外 m ² ）

【木材予定使用量】

木材予定使用量（m ³ ）内訳						
		集成材※1	製材等※1	内外装材※2 m ² の場合は材厚をかけて計算	補助対象とする 木材利用材積	その他 木材利用材積
補助対象とする木材	道内産	m ³	m ³	m ³	m ³	
	旭川産材	m ³	m ³	m ³	m ³	
補助対象外木材	上記以外の産地	m ³	m ³	m ³		m ³
合 計					(A) m ³	(B) m ³
総材積					(A) + (B)	m ³

- ・ 使用量は、設計内訳書等から算出して記載してください。また、木材の体積の把握に必要なため、数量は少数点以下第5位を切り捨てし、小数点以下第4位までとしてください。
- ・ 使用量が不明の場合は、施工業者等に確認のうえ記載してください。

※1 集成材・製材等：通し柱、管柱、間柱、筋交い、束、土台、大引、根太、梁、桁、母屋、棟木、胴差、床板、壁板等

※2 内外装材：床、壁、天井、外壁等の仕上りに使用する木材（家具は含まない。）